

○議長（五十嵐健一郎君）

関連質問なしと認めます。

暫時休憩します。

再開を50分といたします。

〈午後1時42分 休憩〉

〈午後1時50分 開議〉

○議長（五十嵐健一郎君）

休憩を解き会議を再開いたします。

次に、新保峰孝議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

新保議員。〔8番 新保峰孝君登壇〕

○8番（新保峰孝君）

日本共産党の新保峰孝です。

私は、社会体育団体といじめ問題、農業の30年問題と地域農業、駅北大火の復旧復興、新しいごみ焼却施設について、米田市長、田原教育長のお考えを伺いたいと思います。

1、社会体育団体といじめ問題について。

(1) 義務教育と部活動についてどのように考えているか。

- ① 義務教育（中学校）における部活動は、どのように位置づけられているか。
- ② 部活動の責任は誰が負っているか。
- ③ 部の創設改廃は誰が決めるのか。
- ④ 家庭との連絡・連携はどのように行われているか。
- ⑤ 家庭内において生徒が暴力事件を起こしたと仮定した場合、学校はどのように対応するか。学校に責任はあると考えるか。家庭との関係はどのようなものか。どのように対応するか。

(2) 部活動と社会体育団体との関係についてはどのようになっているか。

- ① 中学校の部活動は学校が責任を負う活動と思うが、学校での実態がない能生中学校（相撲）等の責任は誰が負っているのか。
- ② 相撲の社会体育団体が中学生のスカウト活動を行っているとの話を聞いたことがあるが、中学校での義務教育における部活動との関係はどうか。
- ③ 昨年、9月23日に行われた市民総合体育祭開会式の優秀競技者表彰で、相撲連盟が推薦した方たちが表彰されたが、いじめや暴力事件があっても勝つことだけ、成績がよければよいというような指導者の考え方ではないかと思わざるを得ない。いじめをなくするという中学校の取り組みと相反することを行っているように思える。どのように考えるか。
- ④ 相撲競技に係る学校、教育委員会事務局、社会体育団体、生徒宿舍、家庭の役割と連携

のためのルール（案）で、中学校体育連盟主催の大会に出場する際、高等学校及び社会体育団体に引率や指導の協力を求めるとあるが、実態は、社会体育団体が中学校体育連盟主催の大会に出場するために中学校に協力を求めるというものであり、おかしいのではないか。

(3) 部活動と「相撲のまち」との関係についてどのように考えているか。

① 糸魚川市が「相撲のまち」をうたっているからといって、社会体育団体における暴力事件、いじめに対する対処を特別扱いすることは許されない。どのように考えているか。

(4) 2017年2月21日付の、糸魚川市いじめ問題専門委員会のY中学校いじめ問題に関する調査結果報告書をどのように受けとめているか。

(5) 中学校が責任を負えないものはやめるべきではないか。

2、農業の30年問題と地域農業について。

(1) 減反政策廃止とコメ補助金の見直しを中心とする30年問題をどのように受けとめているか。

(2) 糸魚川市農業の担い手である方たちの一層の高齢化と中山間地の過疎化が進む中で、30年問題に対してどのように対応しているか。

(3) 耕作放棄地、休耕地が一層ふえることが考えられるが、どのように考え、対応していくか。

(4) 農業の衰退は、農村地域の維持に深刻な影響を与える。地域を守るためにも、農業振興策を幅広く考えるべきではないか。

3、駅北大火の復旧・復興について。

(1) 駅北大火後1年になろうとしているが、復旧・復興の現状と今後について、どのように考え取り組んでいるか。

① 住宅・店舗等の再建の見通しはどのようになっているか。

② 市道・公園・市営住宅等、公的施設の取り組み状況と今後の見通しはどうか。

③ 区画整理事業の取り組み状況はどうか。

④ 被災者の声をどのように反映し、復旧・復興を進めているか。

(2) 火災に強いまちづくりの取り組み状況はどうか。

① 被災者の意見をどのように把握し、火災に強いまちづくりに反映させているか。

② 消防力の強化は総合的な取り組みが必要だが、どのように考えているか。常備消防、消防団、施設等。

③ ソフト事業で、火災予防に対する市民への啓蒙や取り組みへの支援はどのように考えているか。

④ 被災地以外でも火災に強いまちづくりが必要だが、どのように進めていく考えか。

(3) 復興まちづくり情報センターの目的は何か。被災者の要望を取り入れたものになっているか。

4、新しいごみ焼却施設について。

(1) 次期ごみ焼却施設の入札が、設計・施工・運営を一括発注する形で行われ、1者のみの応札で高価格落札となった。1者応札を可とする理由は何か。また、客観的に高価格であるにもかかわらず、高価格ではない、そう答弁しているがその理由は何か。今後も1者応札を可

とする考えか。

(2) 施設建設においては、コンサルタントが大きな役割を果たす。コンサルタント選定に当たっては、少ない経費で最大限の効果を上げられるよう考える必要があるのではないか。

(3) 性能保証で糸魚川市が独自に求めている強化策はあるか。契約後であっても設計や価格で変更可能なことはあるか。

以上、1回目の質問といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

新保議員のご質問にお答えいたします。

1番目のご質問につきましてはこの後教育長から答弁いたしますので、よろしく願いいたします。

2番目の1点目と2点目につきましては、国による生産数量目標の配分と、米の直接支払い交付金の廃止から農業所得が減少することを危惧いたしているところでございます。所得の確保に向け、糸魚川産米のより一層の品質向上、収量確保とともに、需要に応じた米生産とコストの低減、販路拡大などの取り組みについて、県・JAと連携強化して進めてまいります。

3点目につきましては、7月から新たな体制となった農業委員会と連携し、遊休農地の発生防止に努めてまいります。

4点目につきましては、農業懇談会による話し合いや、日本型直接支払制度の活用などにより、地域農業の振興に努めてまいります。

3番目の1点目の1つ目につきましては、9月のアンケート調査では、29年度中の再建済みと着手予定は、あわせて約3割となっております。

2つ目につきましては、市道の改良工事を順次発注いたしており、公園は次年度の整備に向けて準備を進めております。また市営住宅は現在設計業務を進めており、31年春ごろの竣工を目指しております。

3つ目につきましては、5つの敷地再編区域を、30年度の早い時期に事業完了となるよう取り組んでまいります。

4つ目につきましては、これまでと同様に全体説明会、ブロック別意見交換会、個別の意向確認を通じて事業を進めております。

2点目の1つ目につきましては、被災者・関係者説明会などご意見を把握し、復興まちづくり計画に反映したところであります。

2つ目につきましては、応援協定、出動体制、さらには消防水利等の充実強化を図る必要があり、順次取り組みを進めております。

3つ目につきましては、火災予防や初期消火につながる支援策を検討しております。

4つ目につきましては、今後被災地域の取り組みをモデルとして、市全域に広げてまいりたいと考えております。

3点目につきましては、情報発信や被災者の心配事相談、地域住民の集いの場などの役割を担っ

ております。引き続き被災者のニーズに対応し、気軽に利用できるよう努めてまいります。

4番目の1点目につきましては、当市の一般競争入札制度において、公募条件に該当する者が複数いる場合においては競争性が担保されているところから、1者入札を認めているところであります。また、環境省の入札の手引きに基づき算定した予定価格の89.3%で落札されており、適正な入札価格と考えております。

2点目につきましては、コンサルタントの選定に当たっては業務実績も重要な要素として考えております。

3点目につきましては、津波対策、焼却灰のセメント原料化のための前処理設備などがあります。また、設計、施工条件、要求水準書の変更や物価の変動などが生じた際には、発注者と受注者の協議により契約金額を変更できることとなっております。

以上、ご質問にお答えいたしました。再度のご質問によりましては、所管の部・課長からの答弁もありますので、よろしくお願ひ申し上げます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

田原教育長。〔教育長 田原秀夫君登壇〕

○教育長（田原秀夫君）

新保議員の1番目の質問にお答えいたします。

1点目の1つ目につきましては、学習指導要領にあるとおり、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質、能力の育成に資するものであります。

2つ目と3つ目につきましては、学校長であります。

4つ目につきましては、主に部活動の顧問が保護者と連絡をとっております。

5つ目につきましては、仮の話についてお答えできませんが、起きた事案により、家庭、学校などが連携して対応いたします。

2点目の1つ目につきましては、学校の部活動以外については、社会体育団体の責任であると認識しております。

2つ目と3つ目につきましては、学校の部活動は子供たちの心身の健全育成を第一に考え、その上で競技力の向上につなげることを目標に取り組んでいるものであります。

4つ目につきましては、部活動が設置されていない競技において、中学校体育連盟の大会に生徒が出場するために、学校が社会体育団体の協力を得て対応しているものであります。

3点目につきましては、いじめ防止基本方針により対応しております。

4点目につきましては、真摯に受けとめております。

5点目につきましては、生徒の夢をかなえるため、関係者がルールを守り連携してまいります。

以上でございます。

○議長（五十嵐健一郎君）

新保議員。

○16番（新保峰孝君）

1番目の、社会体育団体といじめ問題について伺います。

私は、相撲クラブ問題は教育の根本にかかわることが幾つか問われていると思います。

1つは、学校教育とは何かということであります。

2つ目は、学校教育に対する露骨な干渉と、教育委員会がそれに屈服してきたこと。

3つ目は、任意の社会体育団体への名義貸しの問題であります。

いじめ重大事態に対し設置される糸魚川市いじめ問題専門委員会の、Y中学校いじめ問題に関する調査結果報告書を中心に、質問項目で言いますと（4）を中心に質問させていただきます。

まず、学校教育とは何かという点からであります。Y中学校いじめ問題に関する調査結果報告書の提言の最初の部分で、教育基本法第1条を引用し、教育の根本理念が述べられております。教育は人格の完成を目的とするものであり、相互の信頼と尊敬に基づいてなされるべきものであると。いじめは、それを加えられる者の人格の尊厳を傷つける行為であり、この教育の根本理念に違背するものである。そして子供への教育は、教育を施す者、いわゆる大人の子供に対する支配的権能ではなく、子供の学習する権利を充足しなければならないという意味において、大人の子供に対する責務である、これはいじめに対する取り組みにも当てはまる。子供のいじめについては、それは人格の尊厳を傷つけるというものに鑑み、子供にかかわる大人たちがそれぞれの立場から連携してその防止に向けた取り組みを真摯にすることが要請されると述べられております。

そういう点で、この調査結果報告書の中には、幾つかの事例がずっと述べられております。この中の、Y中教員とCとの確執の項で、C、つまり相撲クラブ指導者は、Y中の教員が同クラブ所属の生徒について、放課後に補習させていることがあると、なぜ練習に来させないと抗議したり、電話で何々教師を出せ、などと言っていたと。また、Y中の教員が同クラブの上級生が下級生に暴力あるいはいじめをしている事実をCに報告しても、Cは、先輩が後輩の面倒を見るのは当然、たいてい鍛え上げるのは当然という態度をとっていたと述べられております。

C、つまり相撲クラブ指導者が中学生を指導できるような考えを持った人ではないことがはっきりしたと思いますが、Y中学校いじめ問題に関する調査結果報告書に基づいて、糸魚川市教育委員会は、学校教育の根本である教育基本法、学校教育法に照らして、これらの点についてどのように検証されましたか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

山本こども教育課長。〔教育委員会こども教育課長 山本 修君登壇〕

○教育委員会こども教育課長（山本 修君）

お答えをいたします。

議員ご指摘のとおり、教育の目的は教育基本法の第1条にありますように、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた、心身ともに健康な国民の育成を期して行わなければならないとあります。部活動におきましても、それにのっとって子供たちの健全な育成を図られるということが基本となっております。

社会体育団体のスポーツにつきましては部活動ではございませんが、同じように子供たちの健全な育成という目的では一緒だと思っておりますので、それにのっとってやっていただけるように、今、ルール案につきましても協議しているところであります。

社会体育団体でも、これまでのことについて反省して前向きに取り組んでいきたいというふうに

申しておりますし、今現在は学校との関係も非常に良好でありますので、このルールは、今つくっているルール案を守っていただけるものと思っておりますし、その検証も進めていきたいと思っております。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

新保議員。

○8番（新保峰孝君）

学校教育に対する露骨な干渉と教育委員会の屈服という点で伺いたいと思いますが、教員に向けられたCの抗議の項では、平成27年秋に、糸魚川市の養育支援会議で、医師が同クラブの健康管理体制に問題がある旨を指摘したと。それを受けて、同市教育委員会もY中の教員に対して、保護者に病状を説明していないことが問題である旨指摘したと。そこで同教員が、2学期末の保護者面談時に、書面で同クラブ所属生徒の保護者らに対して状況を伝えたということがあったと。この事実を、Cつまり相撲クラブ指導者が知ると、CはY中及び同市教育委員会に対して、（生徒らの）健康面には全く問題がなかった。Cが親がわりなのだから、まずCに言うべきであった、などと抗議をしてきた。結局、当時の同市教育委員会の教育長の指示で、当時のY中の校長、教頭、教員及び同市教育委員会の指導主事がCのもとを訪れて謝罪することを余儀なくされたと述べられております。専門の医師が指摘したことに対して、当たり前な手順を踏んでそれを実行したことに対して、素人のCが問題ない、親より先にCに連絡しろなどと言うのは、学校教育に対する露骨な干渉以外の何物でもないと思います。教育委員会がそれに屈服して謝罪したことも含め、どのように検証されましたか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

山本こども教育課長。〔教育委員会こども教育課長 山本 修君登壇〕

○教育委員会こども教育課長（山本 修君）

お答えをいたします。

今、報告書にありますCの抗議のところにつきましてご指摘がございましたが、このようなことがあったことにつきまして、私たち教育委員会につきましても、提言のところでは私たちの取り組みについて非常に厳しく指摘されております。それにつきましても、私たちはそれを真摯に受けとめて、反省に基づき、今、協議しているところであります。このようなことがこれからないように、まず子供たちの見守りを第一にして、子供たちの健全育成ということを第一に考えて、今、学校と、そして社会体育団体と話し合いを進めている最中でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

新保議員。

○8番（新保峰孝君）

学校教育法第12条で、健康診断やその他保健に必要な措置を講じなければならない、とあります。糸魚川市の養育支援会議というのは、どういう性格の会議ですか。

○議長（五十嵐健一郎君）

暫時休憩します。

（午後２時１４分 休憩）

（午後２時１５分 開議）

○議長（五十嵐健一郎君）

休憩を解き会議を再開いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

佐々木教育次長。〔教育次長 佐々木繁雄君登壇〕

○教育次長（佐々木繁雄君）

お答えいたします。

今、具体的に中身について、すぐ早急に確認させますので、後ほど回答させていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

新保議員。

○８番（新保峰孝君）

この、糸魚川市いじめ問題専門委員会が出したこの文書というのは、報告書は、関係者から聞いてつくったものですよ。ですから、市の関係者からも聞いているはずですよ。そのほかの関係者から聞いてつくったものじゃないでしょ。中学校の関係の方、あるいは教育委員会関係、とにかくこのいじめ問題に関する関連した方たちから聞き取りしてつくったものですよ。その関係者の方が知らないなんていうことが、あるわけじゃないですか。何で答えられないんですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

新保議員。

○８番（新保峰孝君）

それはまた後でよろしいです。

で、私が言いたいのは、要するに法に基づいて、とにかくそういう中学生の生徒の健康について、学校としてもいろいろやらなければいけないと。そういう中で行ったことに対して、部外者が不当な干渉を行ってきたと。行ってきたことに対しての、もちろん傲慢で許されないことなんだけれども、それに屈服したということなんですよ。それに対してどのようなけじめをつけたんですか、そういうことを検証したんですか、それでけじめをどのようにつけたんですかということを知りたいんです。いかがですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

山本こども教育課長。〔教育委員会こども教育課長 山本 修君登壇〕

○教育委員会こども教育課長（山本 修君）

お答えいたします。

今ご指摘の点につきましては、私たちに対しても非常に厳しいご指摘でありましたので、それにつきましても、二度とこのようなことが起きないように、再発防止策を今、大切に考えて、そしてクラブ、そして社会体育団体、学校と一緒に再発防止策に向けて取り組んでいるところであります。二度とこういうことが起きないようにするというので、私たち一生懸命取り組んでいるところであります。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

新保議員。

○8番（新保峰孝君）

2つあるんですよ。社会体育団体に対するけじめはどうかっていうのと、教育委員会が自分たちでどうけじめをつけたのかっていう、両面あるわけですよ。両方やらなければこれ、だめでしょ。お互いに傷をなめ合って、それで済まそうなんていうことを許されませんよ。いかがですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

佐々木教育次長。〔教育次長 佐々木繁雄君登壇〕

○教育次長（佐々木繁雄君）

お答えいたします。

提言には大変厳しい指摘を受けております。教育委員会に対しましても、厳正に今までの態度については反省すべきであるというお答え、指示をいただいておりますし、そのことも踏まえ、今こども教育課長から言われましたように、社会体育団体の責務、責務についてもこういうふうにあるべきであるということも踏まえて、スポーツ基本法の内容だとかそういうものについても鑑みて、しっかり連携をとると。で、迅速に対応すると、報告、連絡をするというようなこともルールで明記づけております。そういうことも踏まえて、今後二度とそのようなことがないようにやってまいりたいというふうに協議しているところであります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

新保議員。

○8番（新保峰孝君）

教育基本法、先ほど学校教育法のことも言いましたけれども、この法の根本、もとのところに、外部からの干渉に屈してはならないっていう、そういうものがきちんと定められているわけですよ。それに屈したわけですよ。一番そういう点の者に対して毅然と言わなければならない、そういうことに対して、上のほう、トップがだめだからそういうふうになっちゃうんだけど、そういうことに対して、やっぱり教育委員会全体としてきちんと今後こういうことがないようにするためにどうする、で、社会体育団体に対しては教育委員会としてはこうしなきゃならんとか、みずからはこういうふうにするっていうふうにしなければ、同じことがまた繰り返されるでしょ。そこが一番大事



なところじゃないですか。学校教育、要するに生徒を中心に考えて、中学生を中心に考えてこの問題はやっぱり解明して改善していかなくやならないことだと、私、思うんですよ。いかがですかね。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

山本こども教育課長。〔教育委員会こども教育課長 山本 修君登壇〕

○教育委員会こども教育課長（山本 修君）

教育基本法の第16条には、教育は不当な支配に屈することなく、この法律及び他の法律の定めるところにより行われるべきものであり、教育行政は国と地方公共団体との適切な役割分担及び相互の協力のもと、公正かつ適正に行われなければならないとあります。このご指摘につきましても、第三者委員会の報告書の中にも書かれております。私たちの取り組みを、いじめ問題専門委員会の皆さんにもまた見ていただいたり、またいじめ防止連絡協議会でも報告し、多くの機関の方々にも見ていただき、チェックしていただくということで、私たちの取り組みをチェックしていただき、改善へと結びつけていきたいと思っております。

以上であります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

新保議員。

○8番（新保峰孝君）

平成28年5月のいじめ事件の経過というものも、この中に載っております。要するに、その都度その都度きちんと対応してこないことが一番最後といいますか、この報告をつくるもとになった事件が、一連のものなんですけども、なったことにつながったと思うんですよ。で、それはもう何遍も言われていることですけれども、きちんともう一回、これを読んでみたいと思います。

平成28年5月20日、当時同クラブに所属していた生徒Eが、授業が終了したにもかかわらず、寮に帰ろうとしなかった。これを見たY中の教員が、Eから帰りたくない事情を聞いたところ、Eは同年4月に入学してから同年5月にかけて、同クラブ内の先輩らから暴力やいじめを受けていた旨話したと。そのためY中の1学年教員は、Eが寮に戻りたくない、自宅に帰りたくと話していたことを受けて、その日の夜にEを自宅で宿泊させ、翌日迎えに来たEの父親にEを引き渡したと。Y中の教員らは、翌日になると、関係する生徒らから事情を聞いた。生徒らの話によれば、EがAを含む同クラブ所属の3年生らから、寮や登下校中に頭を平手ではたかれり股間を蹴られるなどした。また、Bも同クラブ所属の3年生（A以外の者）から頭が下になる状態で持ち上げられて、コンクリートの床に落とされたという事実が認められた。そこでY中は、3年生が被害者である1年生に対して謝罪する会を実施した。Cは上記の事実を知ると、5月21日にY中に直接電話し、ただの兄弟げんかなのに何を大きくしているんだと、学校に抗議した。また、Y中に直接出向き、そこに居合わせた同市教育委員会の嘱託指導主事らに対して、3時間余りの間、生活面について先輩が後輩に注意して、相手が言うことを聞かなかったらたたいもよいなどと述べた。その後Y中の1学年教員は、6月30日、同市教育委員会の教育長に会って、5月20日に認知した事件やそれ以前の同クラブ所属の生徒の問題事案を伝えた。しかし、同市教育委員会が同クラブの事案の解明に動くということは、本件事件が発生するまでなかった。なお、同クラブ内の生徒間においては、

+

5月20日の事件以降も、Aら3年生が、共同生活や練習での後輩らの態度に腹を立てるなどして、たびたび顔面を殴打、平手ではたく、足蹴りするなどの有形力の行使をしていたことが、同クラブの所属の生徒らの発言により認められる。

こういうふうには、その後の経過を述べているわけです。要するに、問題を放置しておくことと次々と悪化していくってというのがはっきりしているわけですよ。その都度対処してれば、こうはなってなかったわけです。で、その後どういうふうになっていったかっていうと、それはさらに悪くなっていく。別な形でですね。

Y中の教員とCとの関係、この項で、上記に述べたとおり、同クラブ所属の生徒らのことについて、CはY中の教員の行動に対して干渉を重ねてきた。そのため、Y中の教員らはCから抗議されるのを恐れるようになり、同クラブ所属の生徒らに他の子らと同様な指導ができなかったり、問題行動があったとしても、保護者やCに報告することすらしないで済ませようとする傾向すら見られるようになったと、こういうふうに記載してあります。

こういうふうには、この一連のこの報告、もう何遍も読まれたと思いますけれども、放置しておけばこういうふうになると。その結果、教育委員会自体、あるいは現場の先生方自体が萎縮してしまって、悪いと知っていても何も声も上げない。こういうふうになってしまったっていうことですよ。社会体育団体が学校のこのような教育活動に干渉してきたことに対しておわびしたっていうこと、ありますか。今皆さんいろいろとルール案、いい関係になって話し合いができるようになって、ルール案づくりやってるって言いましたけれども、一番のもとになったこの社会体育団体の指導者、主催者っていいですか、この方が、学校であっても教育委員会であっても、関係者のほうに、とにかくその責任者でも、おわびしたと。正式におわびしたということがありますか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

佐々木教育次長。〔教育次長 佐々木繁雄君登壇〕

○教育次長（佐々木繁雄君）

学校には、当事者の方は、社会体育団体の方はおわびしたということはお聞きしておりません。このルールの三者協議の中では、反省しているという言葉は何度か聞いております。以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

山本こども教育課長。〔教育委員会こども教育課長 山本 修君登壇〕

○教育委員会こども教育課長（山本 修君）

養育会議についてであります。養育会議は県主催の会議でありまして、糸魚川総合病院に受診しております妊産婦、それから乳幼児にかかわるケース会議であります。糸魚川病院のお医者さんでありますとか助産師さん、それから市では保健師、家庭児童相談員、それから県の保健師や児童相談員が参加しております。そのケース会議において、医師がこのクラブの健康管理上に問題があるということ指摘があったということでもあります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

新保議員。

○8番（新保峰孝君）

これだけのことを起こしていて、正式にきちんと教育委員会に対して謝罪するとか、学校に対しておわびするとか、そういうことをする必要が、私はあると思いますね。それは本人というか、その指導者の資質にもかかわる問題かもしれませんけども。

で、今度のルール案で、教育基本法や学校教育法ではなくて、スポーツ振興法を引用しているのはなぜですか。社会体育団体の構成員は、中学生と高校生でしかありません。一般はありません。何ですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

佐々木教育次長。〔教育次長 佐々木繁雄君登壇〕

○教育次長（佐々木繁雄君）

前回まで総務文教常任委員会でお示しした中では、教育基本法、いじめ防止対策推進法で、スポーツ基本法が記載されております。スポーツ基本法の中では、社会体育団体の役割ということもそこに書かれてございますので、社会体育団体の中での責務というものを明記したということであります。

ただ、今現在協議の中では、社会体育団体のこのスポーツ基本法だけではなくて、根本的な、今新保議員がおっしゃられましたような教育基本法プラス学校教育法の面でも、定義づけが必要だというふうに考えておまして、その部分も今現在付記するよう協議しているところであります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

新保議員。

○8番（新保峰孝君）

どのスポーツ団体もそうですけども、みんな常識的に知っていることですよ。テストになればその前は休むとか、テスト期間中やらないとか。ここだけです、そんなことやってるのは。中学生相手であれば、教育基本法や学校教育法をもとに社会体育団体であっても活動を進めるっていうのは、当たり前のことだと思いますよ。ここはもう少し考え方を変えてもらう必要があるんでないですか、いかがですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

山本こども教育課長。〔教育委員会こども教育課長 山本 修君登壇〕

○教育委員会こども教育課長（山本 修君）

まず、子供たちの健全育成ということが大事だと思っております。そのために、やはり学校教育法に基づいて教育活動が行われてまいります。部活動につきましても、学校の教育活動の一環でありますので、そして先ほどの教育長の答弁にありましたように、子供たちの生きる力を育むことに資するものは部活動ということになっております。社会体育団体では、部活動ではございませんが、同じように子供たちの健全育成にかかわっております。この学校教育法に基づいてということについては、三者で、学校とそして教育委員会と社会体育団体とで確認して、まず子供たちの健全育成、

それを第一に考えて取り組んでいこうということで、今ルール案の話し合いを進めている最中でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

新保議員。

○8番（新保峰孝君）

名義貸しの問題について伺いたと思いますけれども、さまざまな問題を引き起こす原因の一つに、名義貸しの問題があると思います。これは相撲に限りませんが、例えば中学校に相撲部や柔道部がないにもかかわらず、社会体育団体が中学校の名前を借りて中学校体育連盟の大会に出場すると。こうなると、学校教育という枠をはみ出して、学校が責任を負えない仕組みになってしまいます。今回の社会体育団体もそれに該当します。全国的に同様な問題を引き起こしております。中学校教育とは全く無縁なものに名義貸しするのは、なぜですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

山本こども教育課長。〔教育委員会こども教育課長 山本 修君登壇〕

○教育委員会こども教育課長（山本 修君）

お答えをいたします。

教育長の答弁にありましたように、部活動が設置されていない競技におきまして、例えば水泳部がないところで水泳を一生懸命やっているお子さんもいます。柔道部がないところで柔道を一生懸命やっているお子さんが、生徒がおります。そういった生徒が中体連の大会にぜひ参加したいということがあったときに、学校のほうに保護者のほうから申し出があり、学校長のほうで判断して、何々中学校という名前での大会に出ると、中体連の大会に出るというものであります。該当の競技につきましても、保護者のほうから希望があり、校長のほうでその大会に出場を認めて出たということでありまして、社会体育団体が出たいのということではなくて、子供たちが出たい、保護者の方がそれを望んでいて学校のほうに申し出たということでございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

新保議員。

○8番（新保峰孝君）

全国的にこういうふうな問題があるということなんです。

これは、2016年4月15日の産経新聞。中学校運動部の勝利至上主義。これ、姫路市の中学校柔道部だそうですが、全国大会出場常連校、強豪校だそうです。ここの中学1年生の被害生徒は、2年生、3年生からの暴力で胸の骨を折る大けがをしたが、顧問は階段から落ちたことにしろと指示したと。で、この柔道部の部員54人中42人が、県外を含む学区外出身者で、学校近くの下宿で共同生活をしていて、今回の加害生徒2人、被害生徒3人も県外出身者で、同じ下宿で生活する中でいじめが発生した。

いま一つ、これは神奈川新聞ですね。これは何ていうんでしょう、相原中柔道部の外部指導者による体罰問題。閉ざされた空間、温床にということで、神奈川新聞が、相原中学校は、相原中学柔

道部と標榜しながらも、学校に柔道部はなく、部員たちは指導者の柔道場で練習していたと。この柔道部は2009年にも指導者による暴力で生徒が鼓膜を破るけがをしているというふうなこととか、まだ幾つかこういうのがございます。

その基本的なスタイルといいますか組織形態というんでしょうかね、全国的にいろんな分野で強い子を集めてきて、中学生の段階で集めてきて共同生活をさせて、そして学校の名義でいろんなところに出ていたりするという、いろんな大会に出て優秀な成績を上げるというふうなやり方なんです。

私は、やっぱり専門委員会の報告にあるように、中学校教育の基本に立ち返って進めていく必要があると思います。教育基本法、学校教育法に基づいて学校が責任を持つ必要がないもの、あるいは責任を持たないものはやめるべきと思いますが、いかがですか。

○議長（五十嵐健一郎君）

田原教育長。〔教育長 田原秀夫君登壇〕

○教育長（田原秀夫君）

お答えいたします。

義務教育学校におけるスポーツ、また学業もそうですが、教育の法令に基づいて行うということはず基本でございます。そのために、健全な生徒の育成のために関係者が連携していくということが必要でありまして、そのために今までの事態を踏まえて関係者で取り組んでいる。それから、今までのことを一つ一つ検証することも大事でもあります、足並みを揃えて、一歩ずつではありますが、今までも前へ進んでいくと、そういう取り組みを進めていくということが大事でありますので、今現在それに向けて取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

新保議員。

○8番（新保峰孝君）

私は、少なくとも学校が責任を持たないものはやめるべきだと思いますね。今回の重大事案も、知ってたわけでしょ。そのときに対処してれば、こんなことにはならなかったわけですよ。ぜひそういう点は教育委員会自身の検証の中で反省すべきことだと思いますんで、ぜひそういう点きちんと総括して、中学生が健全にいろんなことを習得できる、この法で定められている育ち方をされるように頑張っていたきたいと思います。

終わります。

○議長（五十嵐健一郎君）

以上で新保議員の質問が終わりました。

本日はこれにてとどめ、延会といたします。

大変ご苦労さまでした。

〈午後2時41分 延会〉

+

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長

議 員

議 員

+

+

+